

学校感染症の分類等

1・学校感染症の分類（学校保健安全法施行規則 第18条）

分類	種類
第一種	（*第一種…発生は稀だが重大な感染症） エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス） 鳥インフルエンザ（H5 N1型）、指定感染症、新感染症
第二種	（*第二種…飛沫感染し流行拡大の恐れがある感染症） インフルエンザ、百日咳、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、咽頭結膜熱、結核
第三種	（*第三種…飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性がある感染症） コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病 例 感染性胃腸炎・流行性嘔吐下痢症（ノロウイルス感染症）等

2・出席停止期間の基準 学校保健安全法施行規則 第19条

- ・ 第一種の感染症にかかった者については治癒するまで。
- ・ 第二種の感染症（結核を除く）にかかった者については下記の期間。
ただし病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときはこの限りではない。
 - 1 インフルエンザ … 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで
 - 2 百日咳 … 特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - 3 麻疹 … 解熱後3日を経過するまで
 - 4 流行性耳下腺炎 … 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
 - 5 風疹 … 発疹が消失するまで
 - 6 水痘 … 全ての発疹が痂皮化するまで
 - 7 咽頭結膜熱 … 主要症状が消退した後2日を経過するまで
 - 8 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 … 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
- * 第三種の感染症にかかった者については病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで。